（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（運送約款変更の届出）

第二十一条の十七　法第十九条の四第四項の規定により前条の運送約款届出書に記載した事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運送約款変更届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　当該航路の名称

三　変更しようとする事項及びその実施の予定期日

（旅客名簿の写しの交付）

第二十一条の十七の二　法第十九条の四第五項の規定による旅客名簿の写しの交付は、対外旅客定期航路事業の用に供する船舶の発航前までに行わなければならない。

（事業廃止の届出）

第二十一条の十八　法第十九条の四第六項の規定により対外旅客定期航路事業の廃止の届出をしようとする者又は法第十九条の五第二項の規定により外航貨物定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航定期航路事業廃止届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　対外旅客定期航路事業又は外航貨物定期航路事業の別及び人の運送の有無

三　当該航路の名称

四　廃止の年月日

（安全管理規程の内容）

第二十一条の十九　対外旅客定期航路事業又は人の運送をする外航貨物定期航路事業（以下この条から第二十一条の十九の三までにおいて「対外旅客定期航路事業等」という。）を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項

イ　基本的な方針に関する事項

ロ　関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項

ハ　取組に関する事項

二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ　営業所の名称、所在場所及び連絡先その他の組織体制に関する事項

ロ　勤務体制に関する事項

ハ　経営の責任者が輸送の安全の確保に関し責任を有することその他の経営の責任者の責務に関する事項

ニ　安全統括管理者の権限及び責務に関する事項

ホ　運航管理者の権限及び責務に関する事項

三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ　事故、災害等の発生の状況に関する情報その他の輸送の安全に関わる情報を国土交通大臣、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項